

# 弁理士法施行規則の一部改正について

平成 19 年 1 月  
特許庁秘書課弁理士室

## 1. 趣旨

- (1) 平成 12 年の弁理士法改正では、弁理士試験の受験者層の拡大を通じて弁理士の量的拡大を図るため、他の公的資格者等に対する試験科目（論文式による試験のうちの選択科目）の免除に関する規定を設け（弁理士法第 11 条）他資格者等からの弁理士分野への参入を促進することとした。

論文式筆記試験の選択科目に関する具体的な免除対象者については、弁理士法施行規則第 4 条に規定している。現在、免除対象者の中においては、「司法試験第 2 次試験を受け当該試験に合格した者」に対して「弁理士の業務に関する法律」の科目を免除している（弁理士法施行規則第 3 条、第 4 条第 1 項第 8 号）。

- (2) 平成 14 年法律第 138 号により司法試験法が改正され（平成 18 年 1 月 1 日施行）、司法試験が、新司法試験（法科大学院の修了を前提とした試験）と旧司法試験（従来の試験、改正法施行後 5 年間に 2 本化された）。

そのため、司法試験合格者に対する選択科目の免除について、新司法試験合格者に対応するため、上記弁理士法施行規則の「司法試験第 2 次試験」の部分を変更し、あわせて、旧司法試験第 2 次試験を受け当該試験に合格した者（改正前の司法試験第 2 次試験を受け当該試験に合格した者を含む。）の免除についての経過措置規定を設ける必要性が生じたものである。

## 2. 改正の概要

- (1) 平成 18 年度から実施されている新司法試験合格者に対する選択科目の免除に対応するため、弁理士法施行規則第 4 条第 8 号の「前条の表の上欄の第七号に掲げる科目に対応する同表の下欄に掲げるいずれかの選択問題について司法試験第二次試験を受け当該試験に合格した者」を「司法試験に合格した者」に改める。
- (2) 現在、選択科目の免除が認められている「旧司法試験第 2 次試験の合格者」については、他土業の規定を参考に附則において取扱いを設けることとする。